

被災地での経験を三島の未来へつなぐ

熊本へ派遣した市職員の声

被災地支援のため、7月上旬までに市から派遣した13人の職員のうち、震災直後に派遣した第3陣職員、震災から3カ月後に派遣した第13陣職員を紹介します。



金子勝義技師（浄化センター）

平成28年熊本地震嘉島町第3陣（5月1日～7日）



山本希主事（資産税課）

平成28年熊本地震嘉島町第13陣（7月7日～15日）

自主防災組織が地域を守る

現地調査で被災者から話しかけられることもあり、その時は少しでも被災者の気持ちを和らげるようにと相手に向き合い耳を傾けることを心がけていました。

支援先には自主防災組織がないようで、避難所運営は苦労しているようでした。職員や支援者だけで解決することは難しく、自助・共助・公助が上手く機能することが重要だと感じました。各場面で女性でしか果たせないことがたくさんあることに気づきました。

また震災直後の状況を乗り越えるために強いリーダーシップが必要だと感じました。遠い三島の地から、復興が少しでも早く進むことを祈っています。

金子技師撮影 ①家屋被害調査は危険と隣り合わせ②避難所運営では、状況に応じ変化する要望への柔軟な判断力が必要

この経験を多くの人に伝える

7月末の避難所閉鎖に向けて、作業を進めていく中で、仮設住宅の鍵を受け取った後も避難所にいる世帯が目立つなど、避難所閉鎖の難しさを感じました。

「食べる」「寝る」などの被災直後に直面する『生きる』ためのこと以外に、その後の町民の『暮らし』を復興するため、中長期に渡り継続できる仕組みを考えておくことも今からできる対策だと感じました。

現地に行くことで、悲しくなるような場面も含めて多くのことを感じました。今後も、熊本への支援を継続していくとともに、自分たちの地域の防災意識を高めていきたいと思います。

山本主事撮影 ③地割れが起こり地下水が染み出している公園 ④特に被害の大きかった隣接する益城町役場南側付近

自主防災組織のチカラ

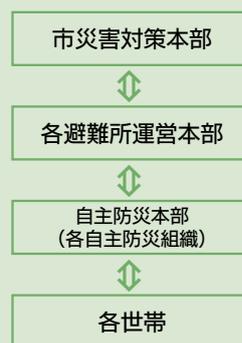
災害時、市では一人一人への個別対応は困難です。救援物資などは、市災害対策本部から各避難所運営本部、自治会の各自主防災本部を経由し、在宅避難者へ届きます。自主防災組織が市と世帯をつなぐ重要な役割を担っています。



▲マンションならではの避難訓練の様子

在宅避難者への対応

発災後、市では在宅避難者の状況を把握できません。各自主防災本部で把握し、避難所運営本部から市災害対策本部が報告を受け、初めて支援ができます。そのため、自主防災組織と避難所運営本部の連携が重要になります。



※自主防災組織は隣近所の人が集まり、防災活動に取り組むための組織。市内のすべての自治会がその機能を担っています。

災害時、日ごろの訓練の積み重ねがチカラに

過去の大震災の教訓から、災害時に市でできることには限度があります。「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」ため、地域の防災訓練などに参加し、災害に強いコミュニティを作りあげてください。



▲独自のプログラムを実施する北上小学校区の防災訓練は県内でも珍しい

北上小学校区の防災訓練

災害時、物資がすぐ届くとは限りません。北上小学校区では、各世帯1合の米を持って避難するよう呼びかけています。災害時に実践できるよう防災訓練でも参加者は米を持参し、炊き出しを行いました。訓練時から繰り返し行うことで、実際の行動につながります。

日ごろの備えが分かれ道に

災害時の備えについて、何をしたらよいかわからない人も少なくありません。日ごろの備えについて、防災指導員に聞きました。

備えは人任せではできません。近年の震災では、家具の固定をしていれば、発災後、避難所生活ではなく、自宅で過ごすことができる人が数多くいました。そのため、家具の固定と家の耐震性を高めることが重要です。

また、発災後は物資の滞りなどから、1週間は自力で過ごす必要があります。食料やトイレ用品の

備蓄などをしてください。

まずは、できることから始めてください。それが積み重なって、備えになります。

高木美枝子さん
(平成27年度
防災指導員代表)



災害図上訓練講師、避難所開設訓練での指導などを実施

できることから始めましょう

防災に関する情報は、市ホームページ「地震・防災情報」をご覧ください。

水・食料・生活用品の備蓄

飲料水（大人1人1日3ℓが目安）や食料は、ローリングストック法（※）を活用し、7日間分を備蓄してください。

災害時には、水洗トイレが機能しなくなることがあるので、トイレ用品も必ず備蓄してください。

家具の固定

市では、タンスなどの家具固定器具の取り付けが自力では困難な高齢者世帯などを対象に、家具転倒防止器具の取り付けにかかる費用（5品まで）を負担する「家具転倒防止事業」を実施しています。詳細は、危機管理課（☎983-2650）。

※缶詰など賞味期限6カ月以上の食品を多めに買い、食べたらずいし備蓄する方法

建物の耐震化

木造住宅の耐震補強支援

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅は、無料の耐震診断が受けられます。倒壊の危険性がある場合には、補強工事に対する補助制度があります。

ブロック塀等耐震改修補助事業

地震発生時に倒壊し、人々に被害を与える危険性のある、道路に面するブロック塀などを撤去する経費について一部補助します。また、地域防災計画で設定している緊急輸送路、避難路または避難地などに面するブロック塀などを、安全なものに改善する場合に補助します。

耐震シェルター整備事業

65歳以上の人のみが居住する住宅や、身体に障がいがある人（障がい程度1級、2級）などが居住する住宅で、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の1階部分に耐震シェルターを設置する場合に、補助します。

移住・子育て・耐震リフォーム事業

住宅の耐久性や安全性を高めることなどを目的としたリフォーム工事の経費の一部を補助します。※県外から移住する若い世帯、子育て世帯、耐震付帯などで補助額が変わります。

補助制度の注意点

- ▶事前に申請が必要です。
- ▶いずれの事業も補助限度額があります。
- ▶工事着手後の申請はできません。
- ▶対象工事や補助限度額など詳細は、リフォーム事業については三島住まい推進室（☎983-2750）、それ以外は建築住宅課（☎983-2644）へ。